

# 定 款

社会福祉法人

ミッドナイトミッションのぞみ会

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、キリスト教精神に基づき、キリストの教えの実践として多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援するために、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 婦人保護施設の経営
- (ロ) 養護老人ホームの経営
- (ハ) 特別養護老人ホームの経営
- (ニ) 児童養護施設の経営
- (ホ) 乳児院の経営
- (ヘ) 児童心理治療施設の経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 宿泊所婦人ホームの経営
- (ロ) 老人短期入所事業の経営
- (ハ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ニ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ホ) 老人デイサービス事業の経営
- (ヘ) 地域活動支援センターの経営
- (ト) 中核地域生活支援センターの経営
- (チ) 児童自立生活援助事業の経営
- (リ) 児童家庭支援センターの経営
- (ヌ) 特定相談支援事業の経営
- (ル) 障害児相談支援事業の経営

### (名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人ミッドナイトミッションのぞみ会という。

### (経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を千葉県富津市川名1436番地に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を東京都杉並区永福二丁目33番8号に置く。

## 第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員 11 名以上 12 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 2 名、事務局員 2 名、外部委員 2 名の合計 6 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は選任後 5 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員の報酬については、各年度の総額が 120 万円に国税庁が示す源泉徴収税額表の乙欄の税率による額を加算した額を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬規程に基づき勤務実態に即して報酬等を支給できることとし、評議員の地位にあることのみによっては支給しない。

## 第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員を持って構成する。

(権限)

第十条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分

- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 法人の合併または解散
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第十一条 評議員会は、定時評議員会として、毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第十二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第十三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 理事の解任
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第十五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第十四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び議事録作成署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。
- 3 前項の議長及び議事録作成署名人は、その都度出席した評議員のうちから互選で定める。

## 第四章 役員及び職員

(役員の数)

第十五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上10名以内
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
  - 3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長とする。
  - 4 理事長及び副理事長以外の理事のうち、2名を常務理事とする。
  - 5 前項の常務理事をもって、社会福祉法第四五条の一六第二項第二号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第十六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第十七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

副理事長は、理事長を補佐する。

常務理事のうち、1名は総合施設長、1名は事務局長の職に就いて、この法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第十八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第十九条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事は、第十五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二十条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二十一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬規程に基づき勤務実態に即して報酬等を支給できることとし、理事及び監事の地位にあることのみによっては支給しない。

(職員)

第二十二条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第五章 理事会

(構成)

第二十三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二十四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第二十五条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二十六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二十七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第六章 資産及び会計

### (資産の区分)

第二十八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、公益事業用財産及びその他財産の3種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 公益事業用財産は、第三十六条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 4 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに別表に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

### (基本財産の処分)

第二十九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、千葉県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、千葉県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

### (資産の管理)

第三十条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、別に定める資産運用規程に基づき、理事会の議決を経て、有価証券に換えて保管することができる。

### (事業計画及び収支予算)

第三十一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第三十二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三十三条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三十四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三十五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第三十六条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業

(2) 介護職員初任者研修事業

(3) 居宅介護職員初任者研修事業

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業

(5) 有料老人ホームを経営する事業

(6) 資金貸付を含む児童養護施設からの退所後の自立を支援する事業

(7) 介護保険法に規定する居宅サービス事業

(8) 地域包括支援センター事業の経営

(9) 生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立相談支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数



が出席し、その過半数をもって議決する。

## 第八章 解散

(解散)

第三十七条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三十八条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第九章 定款の変更

(定款の変更)

第三十九条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、千葉県知事の認可（社会福祉法第四五条三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を千葉県知事に届け出なければならない。

## 第十章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四十条 この法人の公告は、社会福祉法人ミッドナイトミッションのぞみ会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四十一条 この定款についての細則は、理事会において定める。

附則 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	真鍋 頼一
副理事長	宮内 俊三
常務理事	木下 弘人
常務理事	フォン・ライスウィッツ（ドイツ人）
理事	野本 数男
理事	藤田 正直
理事	岸 千年

理 事	久布白落実
理 事	R・ドラモンド（アメリカ人）
理 事	D・ムンディンガー（ドイツ人）
監 事	武間謙太郎
監 事	R・ジョンセン（アメリカ人）

この定款は昭和37年 5月25日から実施する。

昭和43年12月19日改定

昭和44年 7月24日改定

昭和48年 5月23日改定

昭和49年 3月28日改定

昭和52年 3月 7日改定

昭和55年 4月17日改定

昭和55年10月28日改定

昭和58年 3月25日改定

昭和60年12月 4日改定

平成 2年 7月 9日改定

平成 5年 7月20日改定

平成 9年 8月 5日改定

平成11年11月26日改定

平成12年 3月28日改定

平成14年 5月23日改定

平成15年11月 7日改定

平成19年 3月29日改定

平成20年11月25日改定

平成22年10月21日改定

平成23年12月 9日改定

平成24年11月12日改定

平成25年 1月11日改定

平成25年 9月19日改定

平成25年12月19日改定

平成28年 3月14日改定

平成29年 4月 1日改定

<別表>

定款第二十八条第2項による基本財産

1. 土地

- (1) 千葉県富津市川名字西浜1436番の1所在の敷地2740.49㎡
- (2) 千葉県富津市川名字西浜1436番の2所在の敷地449.58㎡
- (3) 千葉県富津市川名字西浜1442番所在の敷地254.54㎡
- (4) 千葉県富津市川名字西浜1444番7所在の敷地43㎡
- (5) 千葉県富津市川名字西浜1444番9所在の敷地258㎡
- (6) 東京都杉並区永福2丁目329番5所在の敷地457.88㎡
- (7) 長野県北佐久郡軽井澤町大字軽井澤字中陣場899番23所在の敷地915.67㎡
- (8) 千葉県富津市富津字佐貫道西563番3所在の敷地50㎡
- (9) 千葉県富津市富津字佐貫道西564番2所在の敷地86㎡
- (10) 千葉県富津市富津字佐貫道西565番1所在の敷地199㎡
- (11) 千葉県富津市富津字佐貫道西566番1所在の敷地263㎡
- (12) 千葉県富津市富津字八王子617番13所在の敷地398.86㎡
- (13) 千葉県富津市富津字八王子617番14所在の敷地3312.42㎡
- (14) 千葉県富津市富津字八王子617番17所在の敷地1653㎡
- (15) 千葉県富津市富津字東相番573番1所在の敷地59㎡
- (16) 千葉県富津市富津字東相番574番所在の敷地405㎡
- (17) 千葉県富津市富津字東相番575番所在の敷地258㎡
- (18) 千葉県富津市富津字東相番576番所在の敷地239㎡
- (19) 千葉県富津市富津字東相番577番所在の敷地228㎡
- (20) 千葉県富津市富津字東相番578番所在の敷地236㎡
- (21) 千葉県富津市湊字東天王台849番1所在の敷地92㎡
- (22) 千葉県富津市湊字東天王台849番2所在の敷地188㎡
- (23) 千葉県富津市湊字東天王台850番所在の敷地6741㎡
- (24) 千葉県富津市湊字天王台696番2所在の敷地413㎡
- (25) 千葉県富津市湊字天王台701番所在の敷地519.00㎡
- (26) 千葉県富津市湊字天王台702番所在の敷地578.51㎡
- (27) 千葉県富津市湊字天王台703番所在の敷地555.37㎡
- (28) 千葉県富津市湊字天王台704番所在の敷地591.73㎡
- (29) 千葉県富津市湊字天王台705番所在の敷地920.87㎡
- (30) 千葉県富津市湊字天王台707番11所在の敷地528㎡
- (31) 千葉県富津市湊字天王台707番12所在の敷地211㎡
- (32) 千葉県富津市岩坂字横手52番4所在の敷地316㎡
- (33) 千葉県富津市岩坂字横手52番5所在の敷地247㎡
- (34) 千葉県富津市富津字東下洲原2409番6所在の敷地386㎡
- (35) 千葉県富津市富津字東下洲原2409番61所在の敷地207㎡
- (36) 千葉県富津市富津字東下洲原2409番62所在の敷地167㎡

- (37) 千葉県富津市湊字東風頭 7 7 3 番 1 所在の敷地 8, 5 9 6. 5 6 m<sup>2</sup>
- (38) 千葉県富津市湊字東風頭 7 9 7 番 2 所在の敷地 1 2 1. 0 0 m<sup>2</sup>
- (39) 千葉県富津市湊字靴形 8 0 1 番 1 所在の敷地 6 1 3. 1 6 m<sup>2</sup>
- (40) 千葉県富津市富津字東相ノ番 6 1 7 番 2 所在の敷地 8 7 2. 9 0 m<sup>2</sup>
- (41) 千葉県富津市富津字八王子 6 1 7 番 3 所在の敷地 3, 8 5 0 m<sup>2</sup>
- (42) 千葉県富津市富津字八王子 6 1 7 番 4 所在の敷地 4 7 7 m<sup>2</sup>

## 2. 建物

- (1) 東京都杉並区永福 2 丁目 3 2 9 番地 5 所在の、木造亜鉛メッキ鋼板瓦交葺 2 階建、東京望みの門園舎 1 棟 (延 1 8 1. 6 8 m<sup>2</sup>)
- (2) 東京都杉並区永福 2 丁目 3 2 9 番地 5 所在の、木造スレート葺平家建、物置・作業所 1 棟 (2 1. 5 2 m<sup>2</sup>)
- (3) 東京都杉並区永福 2 丁目 3 2 9 番地 5 所在の、木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建、東京望みの門園舎 1 棟 (延 1 2 1. 2 3 m<sup>2</sup>)
- (4) 長野県北佐久郡軽井澤町大字軽井澤字中陣場 8 9 9 番地 2 3 所在の、木造瓦葺 2 階建建物 1 棟 (延 7 9. 3 3 m<sup>2</sup>)
- (5) 千葉県富津市川名 1 4 3 6 番地 所在の、木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建第 2 グレースホーム 1 棟 (7 5. 6 6 m<sup>2</sup>)
- (6) 千葉県富津市富津字八王子 6 1 7 番地 3、同 6 1 7 番地 4、千葉県富津市富津字東相番 6 1 7 番地 2 所在の、鉄骨・ブロック・木造瓦・合金メッキ鋼板葺平家建、デイサービスセンター 1 棟 (2 7 5. 5 8 m<sup>2</sup>)
- (7) 千葉県富津市富津字東相ノ番 6 1 7 番地 2、同字八王子 6 1 7 番地 3 所在の、鉄筋コンクリート造スレート葺陸屋根 3 階建、職員宿舎 1 棟 (延 1, 0 4 0. 5 6 m<sup>2</sup>)
- (8) 千葉県富津市富津字八王子 6 1 7 番地 1 4、6 1 7 番地 1 3 所在の、鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・ステンレス鋼板・ルーフィングぶき 4 階建、望みの門紫苑荘建物 1 棟 (延 2, 5 5 6. 5 7 m<sup>2</sup>)
- (9) 千葉県富津市富津字八王子 6 1 7 番地 1 4 所在の、鉄筋コンクリート造陸屋根平家建望みの門紫苑荘機械室 1 棟 (3 6. 5 7 m<sup>2</sup>)
- (10) 千葉県富津市富津字八王子 6 1 7 番地 1 4 所在の、鉄筋コンクリート造瓦葺陸屋根 4 階建、望みの門学園建物 1 棟 (延 7 7 1. 3 8 m<sup>2</sup>)
- (11) 千葉県富津市富津字八王子 6 1 7 番地 1 4 所在の、コンクリートブロック鉄骨造スレートステンレス鋼板葺望みの門ヨカデイサービスセンター 1 棟 (8 1. 7 7 m<sup>2</sup>)
- (12) 千葉県富津市富津字東相ノ番 5 7 6 番地、5 7 7 番地、5 7 8 番地、同字八王子 6 1 7 番地 1 7 所在の、鉄筋コンクリート造ルーフィング葺陸屋根 3 階建、望みの門楽生園建物 1 棟 (延 1 6 8 4. 6 1 m<sup>2</sup>)
- (13) 千葉県富津市富津字八王子 6 1 7 番地 3、6 1 7 番地 4 所在の、鉄筋コンクリート造銅板葺平家建、合同霊安所 1 棟 (4 0. 4 7 m<sup>2</sup>)
- (14) 千葉県富津市富津字八王子 6 1 7 番地 3 所在の、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建、第 3 グレースホーム 1 棟 (延 1 2 1. 3 2 m<sup>2</sup>)
- (15) 千葉県富津市川名字西浜 1 4 3 6 番地 1 所在の、木造スレート葺平家建、望みの門新生舎建物 1 棟 (6 5 0. 3 2 m<sup>2</sup>)
- (16) 千葉県富津市富津字八王子 6 1 7 番地 3、同字東相番 6 1 7 番地 2 所在の、軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、望みの門在宅サービスセンター事務所 1 棟 (3 9. 8 3 m<sup>2</sup>)
- (17) 千葉県富津市湊字東天王台 8 5 0 番地 所在の、鉄筋コンクリート造コンクリート屋根 2 階建望みの門かずさの里管理棟 1 棟 (延 1 1 2 2. 3 2 m<sup>2</sup>)
- (18) 千葉県富津市湊字東天王台 8 5 0 番地 所在の、木造亜鉛メッキ鋼板・合金メッキ鋼板ぶき 2 階建望みの門かずさの里家族棟 1 棟 (延 1 3 1. 3 8 m<sup>2</sup>)

- (19) 千葉県富津市湊字東天王台 8 5 0 番地所在の、鉄筋コンクリート造コンクリート屋根 2 階建望みの門かずさの里園舎 (延 1 0 4 2. 0 7 m<sup>2</sup>)
- (20) 千葉県富津市湊字東天王台 8 5 0 番地所在の、コンクリートブロック造陸屋根平家建倉庫 1 棟 (1 9. 8 m<sup>2</sup>)
- (21) 千葉県富津市湊字東天王台 8 5 0 番地所在の、鉄筋コンクリート造コンクリート屋根 2 階建望みの門かずさの里職員宿舎 1 棟 (延 4 4 9. 1 m<sup>2</sup>)
- (22) 千葉県富津市湊字天王台 7 0 5 番地所在の、木造合金メッキ鋼板・スレートぶき 2 階建望みの門方舟乳児園建物 1 棟 (延 3 7 9. 2 4 m<sup>2</sup>)
- (23) 千葉県富津市岩坂 5 2 番地 5 所在の、木造かわらぶき 2 階建自立支援訓練棟 1 棟 (延 1 1 0. 9 5 m<sup>2</sup>)
- (24) 千葉県富津市湊字天王台 7 0 1 番地所在の、鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建望みの門富士見の里 1 棟 (延 2, 6 7 9. 6 3 m<sup>2</sup>)
- (25) 千葉県富津市湊字東風頭 7 7 3 番地 1、同字靴形 8 0 1 番地 1 所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根亜鉛メッキ鋼板ぶき 3 階建 1 棟 (延 2, 9 2 0. 0 1 m<sup>2</sup>)
- (26) 千葉県富津市湊字東風頭 7 7 3 番地 1、同字靴形 8 0 1 番地 1 所在のコンクリートブロック造スレートぶき平家建物置 1 棟 (1 6. 0 0 m<sup>2</sup>)
- (27) 千葉県富津市湊字東風頭 7 7 3 番地 1、同字靴形 8 0 1 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造コンクリート板ぶき平家建機械室 1 棟 (3 1. 5 0 m<sup>2</sup>)